

第30号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年2月19日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2の項中「91,000円」を「92,000円」に、「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表7の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表9の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を引き上げる必要があるからである。